

地方財政審議会付議（説明）案件

令和２年９月２９日（火）

（案件名）

・自動車重量譲与税法施行規則の改正について（決裁）

○自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第六条の二 総務大臣は、第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課
課長補佐 西村 高則
（内 2 3 5 1 1）

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和2年10月

総務省

1 主な改正の内容

- ・ 自動車税環境性能割交付金の交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置について、一部規定を改める。
- ・ 自動車重量譲与税の譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置について、一部規定を改める。

2 施行期日

公布の日

○総務省令第九十五号

自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置) 第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。 〔算式略〕 〔2〕4 略	(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置) 第九条の十五 道府県は、法第七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。 〔算式同上〕 〔2〕4 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第二条 自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置) 第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。 〔算式略〕 〔2・3 略〕	(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置) 第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後最初に到来する譲与時期(当該錯誤に係る額が本項後段に規定するものである場合には、当該錯誤があつたことを発見した日の属する年度における最後の譲与時期)において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。 〔算式同上〕 〔2・3 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

【参照条文】

○自動車重量譲与税法（昭和 46 年 5 月 31 日法律第 90 号）抄

（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条 自動車重量譲与税の三百四十八分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按あん分して譲与するものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の十五に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十月から翌年の一月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第六条 総務大臣は、自動車重量譲与税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において市町村及び都道府県に譲与すべき額とするものとする。

○自動車重量譲与税法施行規則（昭和 46 年 7 月 5 日自治省令第 13 号）抄

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後最初に到来する譲与時期（当該錯誤に係る額が本項後段に規定するものである場合には、当該錯誤があつたことを発見した日の属する年度における最後の譲与時期）において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積（第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

○地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）抄

第一百七十七条の六 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

○地方税法施行令

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）

第四十四条の八 道府県は、毎年度、法第一百七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し交付する場合には、当該額の二分の一の額を市町村道（同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の四十・八五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の四十・八五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の四十・八五に相当する額

○地方税法施行規則（昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号）抄

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第九条の十五 道府県は、法第一百七十七条の六第一項の規定により市町村に対し環境性能割額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第九条の十一の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に交付した環境性能割額に乗じて得た額とする。